その他原油等の有効な利用の促進の向上に関する措置

措置の具体的な内容

具体的な取組

残油処理装置（注９）の装備率

残油処理装置の装備率
%

（注９）平成２６年度以降の３年間についての原油等の有効な利用に関する石油精製事業者の判断の基準（平成２６年経済産業省告示第１６４号）に規定するものをいう。

Ⅲ　特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の通油量の増加に係る目標の達成が困難な場合の措置

平成３３年度に製油所の定期修理が生じることにより、平成３２年度において目標を達成する場合（注１０）

製油所名	定期修理の期間

（注１０）平成３２年度に行う計画の提出の際に記載すること。

平成３３年度に特定残油処理装置の新設、増設又は改良のための工事を予定していることにより、平成３４年度において目標を達成する場合（注１１）

製油所名	工事の期間	具体的な工事内容

（注１１）平成３２年度に行う計画の提出の際に記載すること。

自らに起因するものでないことが明らかである事由により、目標の達成が困難となる場合

ア．災害、事故又はその他不測の事態が発生したことにより、相当程度の期間、常圧蒸留装置又は特定残油処理装置の稼働に制限が生じた場合。

イ．災害、事故又はその他不測の事態が発生したことにより、特定残油処理装置の新設、増設又は改良のための工事の遅延が生じ、特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の通油量の増加を図ることが困難な場合。